令和８年（フ）第１３９２号
千葉県市川市新井２丁目６番１―102号　（クレセント２番館）
債務者　倉繁　幸男
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９４号
千葉県市川市高谷２丁目15番２―104号　（ビラシティー鈴木）
債務者　長谷川留美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２４号
千葉市中央区道場南２丁目７番８号　コーポサン203号
債務者　八木　祥佐
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４３８号
千葉市稲毛区柏台１番21棟102号
債務者　國松　敬子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６０号
千葉市花見川区作新台６丁目18―16　作新台ハイツ小山５号館202
債務者　渡邉あき江
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６１号
千葉県船橋市習志野１丁目13番31―６号
債務者　五十嵐和子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号
神戸市垂水区塩屋町６丁目５番８号
債務者　長谷川　弘
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５７号
神戸市須磨区西落合６丁目１番48―405号
債務者　高村　顕人
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８１号
神戸市中央区磯上通３丁目１番20―1507号
債務者　齋藤　知美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８６号
神戸市須磨区西落合４丁目１番232―401号
債務者　小川　俊子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２７号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番２―304号
債務者　田邊　絹惠
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３１号
神戸市垂水区塩屋町字大谷638番地の21
債務者　山根美智子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２号
山口県柳井市柳井5368番地17　101（前住所　山口県柳井市柳井1216番地９）
債務者　木村　晃也
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第６８号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀鳩ヶ峯10002―77東１階光輝病院（住民票上の住所　広島県大竹市立戸１丁目３番13号フィオレット立戸202号）
債務者　松出　勝利
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２６４号
沖縄県沖縄市知花１丁目18番18号
債務者　崎原　聖奈（旧姓小波津）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林591番地７　マロニエ１番館203号
債務者　山崎　　優
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1182番地１　エルガーデンＣ103
債務者　吉田　幸夫
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部